

本公募に関する質問への回答 第1回

令和5年11月8日公表

No	区分	開示資料番号 (開示資料の場合のみ)					資料名	該当箇所				質問	回答	
								頁	項					
1	募集要項						公募要領	5	4	(2)			応募者等を構成する法人は、グループ会社全体でその要件を満たしていれば良いか。	単独の会社で要件を満たさず、グループの複数の会社で要件を満たす場合は、コンソーシアムによる応募が可能です。
2	募集要項						公募要領	5	4	(2)			上記問題なければ、応募する会社は代表して1社で良いか。	複数の会社で応募する場合はグループ会社であってもコンソーシアムとして応募してください。

本公募に関する質問への回答 第2回

令和5年11月21日公表

No	区分	開示資料番号 (開示資料の場合のみ)					資料名	該当箇所				質問	回答	
								頁	項					
1	募集要項												弊社にて購入し、ホテル事業者様へ賃貸するスキームは可能でしょうか。	可能ですが、賃貸が想定される場合、賃貸先のホテル事業者とのコンソーシアム形式での応募をお願いします。
2	募集要項						公募要領	5	3	4			売却価格の他に別途かかる費用はございますでしょうか。	公募要領16(2)に定める通り別途費用が発生する可能性がございます。 また、公募に関する手続きにかかる費用及び事業譲渡、県有財産売買契約に関連して発生する場合もございます。
3	募集要項						公募要領	12	15	1	ア		5年間保有後は解体等含めて制限はないのでしょうか。	本公募の目的が「ホテルの長期的、安定的な継続を目指す」というものであり、可能な限り長くホテル等の運営を継続していただく事を前提としております。契約条件に違反した場合の違約金や買戻し特約の適用は譲渡後5年間となりますが、それ以降も本公募の目的を踏まえ、ホテル等の長期的な運営継続を要請いたします。 5年経過後も、当面の間は、主な用途の変更を行う場合には鹿島都市開発(株)及び茨城県に協議をしてください。なお、本館は老朽化が進んでいることから、現テナントとの十分な話し合いを前提に解体等の承認を含め用途変更の協議に対応します。